

IFRS Developments

超インフレ表示通貨への 財務情報の換算 (IAS第21号の修正)

重要ポイント

- IAS第21号の改訂は、超インフレ経済ではない機能通貨から超インフレ経済の表示通貨への換算を、決算日レートで行うことを要求している。
- 機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業は、機能通貨が超インフレ経済ではない通貨である在外営業活動体の比較情報について、IAS第29号第34項に従い、一般物価指数を適用して在外営業活動体の比較情報を修正する。
- 本改訂は、追加的な開示要求を導入している。
- 本改訂は、2027年1月1日以降開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。

ハイライト

2025年11月13日、国際会計基準審議会(IASB)は「超インフレ通貨への財務情報の換算—IAS第21号の修正」を公表した。本改訂は、もたらされる情報の有用性を費用対効果の高い方法で改善することを目的としている。本改訂は、2027年1月1日以降開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。

背景

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」では、換算方法は企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨か否か、またその場合に表示通貨が超インフレ経済の通貨か否かによって異なると規定されている。

超インフレ経済の定義は、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に示されている。

IASBは、超インフレ経済ではない機能通貨から超インフレ経済の表示通貨への財務情報の換算に関して、現行規定では実務の不統一が生じ、財務諸表利用者にとって必ずしも有用な情報が得られない場合があると結論付けた。

表示通貨への換算

下表は、通貨換算シナリオごとに、従前のIAS第21号で適用すべき要求事項と、改訂後のIAS第21号で適用すべき要求事項を示している。



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future
with confidence

従前のIAS第21号と改訂後のIAS第21号の要求事項の比較

従前のIAS第21号	改訂後のIAS第21号	
機能通貨	機能通貨	
超インフレではない	超インフレではない	
表示通貨		
超インフレではない	IAS 21.39	IAS 21.39 (a)
超インフレ	IAS 21.39	IAS 21.41A (b)
機能通貨	機能通貨	
超インフレ	超インフレ	
表示通貨		
超インフレではない	IAS 21.42(a)-(b)	IAS 21.42(a)-(b) (c)
超インフレ	IAS 21.42(a)	IAS 21.42(a) IAS 21.47A (d)

(a) 超インフレ経済ではない機能通貨から超インフレ経済ではない表示通貨への換算

企業の機能通貨と表示通貨が異なり、いずれも超インフレ経済の通貨でない場合、IAS第21号第39項に従い、次のように表示通貨への換算を行う。

- 各財政状態計算書(比較情報を含む)の資産及び負債は、当該財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算する。
- 各包括利益計算書又は独立の純損益計算書(比較情報を含む)の収益及び費用は、取引発生時の為替レートで換算する。
- 結果として生じるすべての為替差額はその他の包括利益に認識する。

これらの要求事項は改訂による変更はない。

(b) 超インフレ経済ではない機能通貨から超インフレ経済の表示通貨への換算

企業の機能通貨が超インフレ経済ではない通貨であり、表示通貨が超インフレ経済の通貨である場合、改訂後のIAS第21号第41A項では、以下の方法で表示通貨への換算を要求している。

- すべての金額(資産、負債、資本、収益及び費用)は、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算する。
- 比較情報も、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算する。

なお、在外営業活動体の比較情報については、企業の機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨である場合、IAS第21号第41A項は適用されない(詳細は下記(d)を参照)。

さらに、企業の表示通貨が超インフレ経済でなくなり、機能通貨が引き続き超インフレ経済ではない場合、IAS第21号第41B項により、第41A項の適用を終了し、超インフレ経済でなくなった報告期間の期首からIAS第21号第39項を将来に向けて適用しなければならない(上記(a)を参照)。すなわち、この場合比較情報の修正は行わない。

(c) 超インフレ経済の機能通貨から超インフレ経済ではない表示通貨への換算

機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の業績及び財政状態は、超インフレ経済ではない表示通貨に換算する際、IAS第21号第42項(a)-(b)の以下の方法に従い換算する。

- すべての金額(資産、負債、資本、収益及び費用)は、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算する。
- 比較情報は、該当する過年度の財務諸表に当期の金額として表示した金額(すなわち、物価水準のその後の変動又は為替レートのその後の変動についての調整はしない)を用いる。

これらの要求事項は改訂による変更はない。

(d) 超インフレ経済の機能通貨から超インフレ経済の表示通貨への換算

機能通貨が超インフレ経済である企業の業績及び財政状態は、異なる超インフレ経済の表示通貨へ、IAS第21号第42項(a)に従い換算する。すなわち、すべての項目(資産、負債、資本、収益及び費用(比較情報を含む))は、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算する。

また、上記(b)に記載の通り、機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨(又は異なる超インフレ経済の通貨)である企業が、機能通貨が超インフレ経済ではない在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する必要がある場合、改訂後のIAS第21号第47A項に従い、当該在外営業活動体の比較情報にはIAS第21号第41A項を適用しない。その代わりに、企業が以前に発行した財務諸表に含まれる在外営業活動体の比較情報を、IAS第29号第34項に従い、前報告期間の対応する数値に適用した一般物価指数を用いて修正する。改訂前は、他の方法が用いられる実務もあった。

開示

IAS第21号第41A項を適用する企業は、財務諸表のすべての項目(資産、負債、資本、収益及び費用、並びにIAS第21号第47A項を適用しない場合の比較情報)、又は在外営業活動体の業績及び財政状態が、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算されている旨を開示する必要がある。

IAS第21号第41B項を適用する企業は、表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなった旨を開示する必要がある。

IAS第21号第41A項及び第47A項を適用して在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する企業は、財務諸表利用者が当該在外営業活動体の企業の業績及び財政状態への影響を評価できるよう、在外営業活動体に関する要約財務情報を開示する必要がある。さらに、在外営業活動体の比較年度の要約財務情報には、IAS第29号第34項に従い、前報告期間の対応する数値に適用した一般物価指数を用いて作成した旨を明示する必要がある。

発効日及び経過措置

本改訂は、2027年1月1日以降開始する事業年度に適用される。早期適用は認められるが、企業はその旨を開示する必要がある。

企業の機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨（又は異なる超インフレ経済の通貨）であり、機能通貨が超インフレ経済ではない通貨である在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する場合、次のことが要求される。

- 本改訂を初めて適用する事業年度の期首から適用する。
- 企業の以前に発行した財務諸表に含まれる在外営業活動体の比較情報を、IAS第29号第34項に従い、前報告期間の対応する数値に適用した一般物価指数を用いて修正する。
- 在外営業活動体に関する比較年度の要約財務情報を開示し、当該情報が上述の方法（一般物価指数の適用）に従い作成された旨を明示する。

上記以外については、企業はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、本改訂を遡及的に適用する。ただし、IAS第8号第28項(f)で要求される影響を受ける財務諸表項目に関する情報、又は該当する場合には1株当たり利益に関する情報の開示は不要である。

また、本改訂に伴ってIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の要求事項も改訂されている。



弊法人のコメント

IAS第21号第47A項の新たなガイダンスは、超インフレ経済ではない機能通貨（例：ユーロ）を有する在外営業活動体の比較情報について、超インフレ経済の機能通貨及び表示通貨を有する報告企業（例：トルコ親会社）が、IAS第29号第34項に従い、前報告期間の対応する数値に適用した一般物価指数を用いて修正再表示を要求することで、実務上の不統一を減少させている。

IAS第21号第41A項の新たなガイダンスは、超インフレ経済ではない機能通貨（例：米ドル）から超インフレ経済の表示通貨（例：アルゼンチン・ペソ）への換算について、すべての項目（比較情報を含む）を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算することを要求し、換算に係る手続を簡素化している。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の見知りやグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバー・ファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバー・ファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は009757-25GbIの翻訳版です。

ey.com/ja_jp